

## 令和5年度化学肥料低減定着対策事業(国庫)の山口県における進め方について

令和5年(2023年)7月31日  
 県 農 業 振 興 課  
 県地域農業戦略推進協議会事務局

## 1 事業の取組主体について(地域協議会)

## (1) 既設の地域協議会の活用

標記の計画申請(地域計画書の作成)期間が短期間であることから、原則として、既設の地域農業再生協議会を活用し、事業に取り組むこととする。

※市町単位での新たな地域協議会については、要件を満たせば設置が可能  
 (同事業実施要領第4の1に規定)

## (2) 地域協議会における市町の役割について

本事業の仕組みが、市町を中心に地域の関係者(肥料販売店を含む)の意見を踏まえて取組内容を決定することとされていることや「交付対象者(事業の受益者)」がJA(地域再生協議会の事務局)となる可能性があることもあり、適切な事業運用を行う観点から、市町が主体となって事業に取り組んでいただきたい。

## &lt;参考&gt;

※国の示した基本的な取組のうち「国内資源活用肥料の利用拡大支援」や「低成分肥料の利用拡大支援」等は、JAが事業の受益者となる可能性がある。

※地域協議会で推進事務費を使用する場合は他事業の事務費と明確に区分する必要がある。

## 2 当面の事業のスケジュール(概要)

月 旬	県協議会	地域協議会
7月下旬	7月21日 県協議会臨時総会(書面)業務方法書等の変更手続き開始	
8月	業務方法書等の変更手続き 国協議	8月4日(金)までに質問票を提出  8月16日(木)までに事業への取組の意思表示(地域協議会の新設を含)※地域計画書(素案)の提出  地域協議会規約等の承認手続き  8月31日地域計画書の提出
9月上旬	9月11日 地域計画書の協議(国へ)	
9月中旬		
9月下旬	実施計画書の選定通知(国から) 交付申請書の提出(国へ)	
10月上旬	採択結果通知(国から) (割当内示、交付決定前着手届)	事業開始
2月末		実績報告書の提出
3月末	実績報告書の提出(~4月10日)	